## 地下水等水質調査結果集計表(令和5年度下半期 R5.10~R6.3)

(超)=水道法に基づく水質基準値(トリクロロエチレン=0.01㎜/l、テトラクロロエチレン=0.01㎜/l、1,1,1-トリクロロエタン=0.3㎜/l、ジクロロメタン=0.02㎜/l)超過、(内)=水質基準値以内、(ND)=検出限界値未満

_												.ic本 >																																						
区分•種別	実施		水道水源											河川水									井戸水												湧水				計											
	か	トリクロロ	エチレン	テトラクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン				ジクロロメタン			トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン		/ H	トリクロロエチレン		テトラ	テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン		エタン	トリクロロエチレン		, =	テトラクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン			ジクロ	ロメタン	
	所 数	超内	I ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	J ND	超	内	ND	超	内	NE	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超「	为N	ID 赶	2	内N	ND :	超	内	ND	超	为 ND
沼津市	25		14			2			6			2										4	2	11		7	4			11										4	2 2	25		7	6			17		2
熱海市	11																						7			7			7			4			4			4		1	1			11			11			
三島市	9		3			3			3			3		1			1				1		1	2		3				3		1	1		1	1			2		3	6		5	4			9		3
御殿場市	7																					3	3	5			2			2		5	1							3	8	6			2			2		
裾野市	5													4			4			4												1			1			1			5			5			5			
長泉町	5														1			1			1			3			3			3			1			1			1			5			5			5		
小山町	12														12			12			12																				1	12		1	12			12		
清水町	1														1			1			1																					1			1			1		
函南町	0																																																	
企業局	1																																1			1			1			1			1			1		
計	76		17			5			9			5		5	14		5	14		4	15	7	13	21		17	9		7	19		11	4		6	3		5	4	7 2	29 5	56	:	28 3	31		16	47		5

## <検出限界値について>

なお、平成16年4月1日より、1,1,1-トリクロロエタンは水質基準項目から水質管理目標設定項目に変更された。 また、トリクロロエチレンの水道水質基準値については平成23年4月1日より、0.03mg/l→0.01mg/lに変更された。